

日本共産党議員団を代表して、認定第1号、2号、3号、5号、7号及び8号に対して一括して反対討論を行います。

2014年度は消費税8%への増税、社会保障改悪により10兆円もの国民負担増が押し付けられました。内閣府が発表したこの7月～9月の国民所得統計では、国民総生産(GDP)は2期連続でマイナスとなり、2014年度全体の0.9%マイナスにつづき、2015年度も0.8%減になるとのことで、その落ち込みは深刻で、「アベノミクス」の破綻は極まっています。安倍政権の経済政策の特徴は、金融緩和や財政出動など「3本の矢」で円安を進め、株価を上げれば企業の利益が増え、回り回って国民の収入や消費が増えるというものです。円安や株高は進み、大企業を中心に企業の利益は記録的な水準に積み上がっていますが、そのほとんどが内部留保に回って、2014年度末でその額は何と、354兆円です。その一方で、勤労者の収入や消費は増えていません。有効求人倍率の上昇など雇用は増え始めたといっても、大半は賃金の安い非正規の労働者で正社員の雇用増には至っていません。先ごろ、経済協力機構(OECD)は、再来年4月から安倍政権が消費税をさらに2%上げようとしていることに対して、「日本経済は消費税増税によってさらに成長が鈍化すると警告しました」。消費税増税の中止がいよいよ重要です。

こうした事態に危機感を抱いた安倍政権が掲げたのが「地方創生」(ローカル・アベノミクス)です。来年度に向けて、新たに、地方創生の推進のための「新型交付金1080億円」、まち・ひと・しごと創生事業(地方財政計画)1兆円、総合戦略等をふまえた個別政策7763億円というメニューが示されています。これから、本市の「総合戦略」「人口ビジョン」「総合計画改訂版」の策定、第5次行革のロードマップ、職員定数見直しなど行政課題の基本点についての計画をまとめようとしていますが、国全体のこうした大きな動きの中で、それに流されず、本市が地方自治体としての役割を果たすという立場で取組まれることを求めます。

それでは、第1に、市政運営の基本的な問題について3点申し上げます。

1つは、2014年度の財政運営と市民負担増、くらしの関係についてです。

消費税8%増税に加えて、6年ぶりに市の公共料金が値上げされ、制度の廃止・縮小とあわせ、総額で2億8千万円の市民負担増が押し付けられました。その中には、老人医療費助成制度の廃止によって、65歳～69歳の非課税世帯25人と身体障害者手帳3・4級の方と65歳以上の被爆者健康手帳所持者406人をこの制度の対象外にする内容も含まれています。

決算では、当初 18 億円の基金を取り崩す予定であったが、戻し、逆に基金を 5 億円積み増し、当初時点では年度末、約 40 億円の基金残高になる予測をたてたが、結果 72 億円にと大幅に増加しています。この 17 年間で摂津市の働く人の年間所得金額は 74 万円減少している中で、トコトン市民の暮らしを守り、支えていく立場に立つ事を求めます。なお、市内大企業については引き続き、8 社が法人市民税の所得割りゼロということをつけ加えておきます。

2 つめに、今回の第 5 次行革の内容では、厳しい市民生活を守ることは出来ない。根本的に見直しすべきだという問題です。

この間の議論でも指摘しましたが、今回の第 5 次行革と中期財政見通しの数字では、より市民や市職員に負担と犠牲を押しつけ、結果、自治体としての役割、責任の後退への道を歩むことになるのではないのでしょうか。

本市では 1998 年度から第 1 次行革が開始されました。そして、2012 年度までの 15 年間、第 4 次行革の途中までで、財政効果額は総額 161 億 9 千万円と説明しています。今回の 2014 年度決算をもとに示した「2025 年度 (H37 年度) までの中期財政見通し」では、「2023 年度 (H35 年度) に赤字が 48 億円超え、いわゆるレッドカード・財政再生団体になる」との数字であります。もし、この H35 年度をイエローカードである「早期健全化団体」で押しとどめるとしたら、赤字額を約 23 億円に押しさえ込まなければなりません。そうするには来年度から H35 年度までの 8 年間で 166 億円の財政効果額をつくりださなくてはならないということになります。

つまり、H35 年度、「早期健全化団体」にならないためには、この 15 年間の財政効果額を超える 166 億円の経費削減を実行しなければならないことになり、大変な負担と犠牲を押し付けることになります。改めて、市民の暮らしを守り、全体の奉仕者として市職員が誇りを持って仕事できる環境づくりの方向で、根本的見直しを行うべきです。

3 つめに、指定管理者制度の全面的導入についてです。

2014 年度に、2 つの図書施設を除く 40 の公共施設について、指定管理者制度が導入されました。私どもは導入の際、民間事業者だからとか、公募にきりかえたから全て反対という立場ではなく、施設の課題や性格も踏まえて、「目的として挙げられている市民サービスの向上や経費削減と同時に働く人の条件がどう変わるのか、選定に関わって選定委員会のあり方や選考の公平性、透明性が図られているのか、市民への説明責任が果たされているのか等々」指摘してきました。そして、関係条例制定時、選定委員会の実態を示し、市としてのこの問題に対する取組む姿勢を正してきました。そして 1 年が経ちました。条例では、年度終了後 60 日以内に「指定管

理者は事業報告書を市長に提出しなければならない」とあり、そして市としてのモニタリング・評価を実施し改善を求めていく」としています。しかし、今回、昨年度の決算審査に「その評価書」が間に合わない事態となったわけであり、改めて、責任を持って、対応される事を求めておきます。

## 第2に、市民参加のまちづくりについて5点申し上げます。

### その1つは、2つの小学校跡地についてです。

今年3月に、旧味舌・三宅小学校跡地については、売却を基本とした報告書をまとめました。この間、地域のコミュニティの拠点として利用され、また災害時の避難地としても重要な場所であり、売却せずに、存続し活用をはかるべきです。そのために、情報を公開し、各種団体やPTA・地域住民とともに、協議の場を設置し検討することを求めます。

### 2つめに、災害防災対策についてです。

昨年度末に「摂津市の地域防災計画」の見直し修正がまとまりました。中心点は「地域防災力の向上」「防災教育の推進」「庁内防災体制の強化」の3点です。この具体的な取組みが始まっていますが、教育現場に対する押しつけにならないように進めること。短期間で各地域の防災計画・防災マップ作成の作業が推進されるようにすること。民間住宅の耐震化促進への取組み、市職員の体制問題、この間各地域の取組みで紹介しました「市独自の防災まちづくり学校」の開催など、担当課の体制の充実を図り、積極的に取組まれることを求めます。

### 3つめに、交通施策についてです。

バスによる利便性の向上は地域の高齢化が進んでいる中で、生活の豊かさに直結する問題です。市内巡回バスや公共施設循環バスの改善と合わせて民間の事業者の協力は欠かせないもので、市としてやれることの追及は引き続き課題として求めておきます。身近な生活道路の安全対策についても更なる改善と、とりわけ都市計画決定から外された府道の問題など関係機関に働きかけて対策を進めていくよう引き続き求めるものです。

### 4つめに、吹田操車場跡地における新たなまちづくりについてです。

市民の健康増進に寄与するようなソフト面での動きは評価しますが、一方でいまだ全体像が明かされない「国家戦略特区」に関わって、引き続き注視が必要です。適切な市民への情報提供を進めること。「健都イノベーションパーク」では「国際総合戦略特区」による規制緩和を広げることが地域振興の柱にという動きもありますが、「労働特区」など働く人間の「使い捨て」を容易にすることで大企業を呼び込も

うという規制緩和は、不安定雇用と低賃金を広げ、地域経済の地盤沈下を加速させます。また、「医療特区」で混合診療の解禁や富裕層目当ての医療の本格化が進めば、医療を大企業の新たな儲け口とするために、市民の命と健康を犠牲にしていくことにもつながります。国の動きに右へならえではなく、あくまで市民本位のまちづくりという立場を堅持することを求めます。

#### 5つめに、別府コミュニティセンターについてです

今回駐車場・駐輪場の増設や貯水槽新設、それにとまなう売却予定地の減少など、地域の声を反映した改定案が出されたことを評価するものです。地域の願いは、土地はすべて売却することなく活用してほしいというものです。公民館機能をいかに引き継ぐかということと合わせて、さらなる協議を続けていくよう求めます。また、政策立案段階からの市民参加・情報公開が、事業のスムーズな展開にもつながるわけであり、今後のまちづくりに政策立案段階からの市民参加をより徹底するよう求めておきます。

### **第3に、暮らしと営業を守るまちづくりについて5点申し上げます。**

#### 1つは、国民健康保険料についてです。

国民健康保険料は2014年度9000万円の値上げをしました。国が法定軽減の枠を広げたにも関わらず、摂津市の値上げによって新たな軽減世帯の中でも保険料が引き上がりました。所得200万円両親40歳代子ども2人の世帯は、吹田市では年間約2万6千円の値下げなのに摂津市では約1万円の値上げです。法定軽減のかからない所得250万円の世帯では約6万円の値上げとなりました。市民に大きな負担を強いながら、国民健康保険特別会計は単年度で3億円の黒字となり、累積赤字を4億円から1億円へと一挙に減らしました。市は今まで、累積赤字の解消のための値上げはしないと言ってきましたが、今回の値上げは、する必要のなかった値上げ、まさに累積赤字解消のための値上げと言わざるを得ません。現在、国民健康保険料の値下げは各地で行われています。黒字分を市民の保険料引き下げに回すことを強く求めます。

#### 2つめに、介護保険についてです。

2014年度は介護保険第5期の最後の年でした。第5期当初、8千万円積み上がっていた基金をすべて取り崩して保険料引き下げに使うと言っていましたが、第5期末の基金は1億6千万円に倍増していました。介護保険料の取り過ぎだと言わねばなりません。地域密着型の施設が整わず、計画倒れになりました。計画の実現にしっかり取り組むことが必要です。今後はさらに介護の需要が高まります。現行以上

のサービスの提供と保険料の引下げ、市独自の保険料・利用料の減免制度の創設を求めます。

3 つめに、生活保護についてです。

2013年8月から3年間、生活保護費扶助基準の切り下げが行われ、保護世帯の生活を圧迫しています。特に子育て世帯など、多人数世帯に影響が大きく出ています。扶助基準の引下げは保護世帯の生活を困窮させるだけでなく、今まで保護を受けていた世帯を生活保護から排除するもので、全国で訴訟も起きています。国に対して、基準を元に戻すよう求めることを要望します。また、今年7月から住宅家賃の扶助基準が大きく削減された問題では、人権尊重、実情に寄り添った対応を行うことを求めます。

4 つめに、市内中小企業支援と大企業の社会的役割についてです。

大企業は莫大な利益を上げ内部留保をため込む一方、中小企業・小規模事業者は経営難に苦しんでいます。摂津市の企業立地奨励金は、産業の振興及び経済の活性化を目的としていますが、交付額約5800万円の内、約60%は大企業6社への交付です。奨励金を受けている企業の市内中小・小規模事業者への下請け発注も調査できていない状態です。産業振興にどう寄与しているのか、調査を行い、必要な見直しをかけるべきです。融資制度の改善や住宅・店舗リフォーム助成制度の創設、工場の家賃補助など、中小・小規模事業者を直接支援する施策を求めます。

5 つめに、南千里丘モデルルーム跡の整備についてです。

建物3階を商工会と摂津市産業振興課で活用しています。摂津市は整備費「負担金」という形で約5100万円を支出していますが、建物も土地も摂津市のものであり、本来、市が責任を持つべき工事を借りる側の商工会に発注させ、入札も行なわなかったことは問題です。また、「負担金」の額が妥当であったのかも、すぐには回答できない状況でした。商工会家賃は月約8万3千円と安く、共益費は無料です。摂津市は施設管理業務委託料として7百万円以上を支出しているにも関わらず、共益費が無料だとはどういうことでしょうか。商工会所有の土地・建物は移転後も非課税であり、これも理解しがたいものです。商工会は摂津市の産業振興に寄与する団体として、補助金などの支援は既に受けており、こういった不透明な上積みへの支援に、市民の納得は得られないのではないのでしょうか。摂津市は第5次行革で、市民の支払うすべての使用料・手数料の見直しや被爆者2世の医療費等単独扶助費の削減を計画していますが、こういった不透明な支出についての見直しこそ行うべきではないのでしょうか。

第4に、子育て・教育の施策について4点申し上げます。

その1つは、待機児童の解消についてです。

2014年度は認可保育所の新增設により140名の定員増が図られましたが、待機児童は安威川以北、0～2歳児の低年齢児を中心に多数残されています。待機児童解消は、認可保育所や小規模保育所A型の新增設によって対応することを求めています。

2つめに、子育てへの経済的支援についてです。

こどもの貧困が大きな社会問題になっているなか、経済的支援は子育て支援の大きな柱です。就学援助金制度は2012年度、2013年度の認定基準の引き下げが行われてきたため、2014年度に消費税増税に伴う支給額アップがあっても2011年度と比べ、扶助費は約2400万円減、受給する児童生徒は750人も減らされています。給食費の月額500円値上げにより就学援助金を受けられなくなった世帯には二重の負担増です。こどもの医療費助成は、9月から小学校卒業まで拡大されましたが、多くの保護者が望んだ中学校卒業までの拡大が先送りとなりました。年齢拡大された小学生には所得制限が導入され、申告もれや所得超過などにより約300人強の児童が制度から排除されました。今議会に2016年度4月より所得制限をなくし中学校卒業まで拡大する条例が出されたことは、子育て支援を切れ目なく充実して欲しいという保護者、市民の強い願いが実ったものです。

3つめに、学校給食についてです。

小学校給食では摂津小学校において市内4校目となる調理業務等の民間委託が始まりました。給食の公的責任の後退でありあらためて直営給食へ方針転換を求めます。栄養教諭が2校に1人の配置であり、指導、調整が求められる民間委託校に栄養教諭が配置されていないことは問題で改善を求めます。また、少ない栄養教諭体制のもと、多忙な新年度当初に新業者の委託をスタートすると、学校現場、保護者、栄養教諭間の綿密なうちあわせを困難にし、アレルギー対応など事故を誘発する危険性が生じます。委託の導入、契約更新時期をせめて2学期からにするなど安心安全の給食のための改善を求めます。中学校給食は2015年6月にデリバリー方式選択給食の実施に向けて配膳室の設置工事、予約システムや調理運搬業務の委託業者選定が行われました。デリバリー選択給食は先行市での問題点が明瞭になっており、その対策を何度も求めてきましたが、放置したまま準備が進められました。現段階で喫食率わずか6.5%は、こうした改善を怠ったままスタートさせたことも原因の一つだといわなければなりません。

4つめに、教職員不足の問題です。

2014年度、産休や病気休暇の代替が2週間以上未配置になったのは17人、そのうち2人は最後まで配置できませんでした。全国的な教員不足、さらに低賃金、管理と強制で人が集まりにくい大阪の現状のもと、代替者の配置に最大限の努力をされていることは理解していますが、事務や研修で児童生徒と向き合う時間や教師同士の連携、相談の時間さえ十分に取れないような状況のうえ、人手不足が常態化する現状は問題です。教職員の増員を強く求めます。

最後に、R東海新幹線鳥飼車両基地の井戸掘削、地下水汲み上げ問題で、JR東海に対し訴訟をおこしたことは、住民のくらしと地域の環境をまもる地方自治体として当然の態度であり全面的に支持します。市民の不安、反対の声を無視し、環境保全条例を踏みにじるJR東海の横暴身勝手な振る舞いをただす社会的意義のある裁判にひきつづき力を尽くしていただくことを求めます。

また、国政では、第2次安倍政権が今年9月に安全保障関連法（戦争法）を強行成立させ、憲法を踏みにじり、憲法より政権を上置く民主主義を壊す暴挙が続いています。今年には戦後、被爆70年です。改めて「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」を行っている摂津市として、民主主義と地方自治を守るという観点からも、声を挙げることを強く要望し、討論を終わります。